

沿 革	平11. 9. 22	事務総長決定	制 定	平11. 9. 22 施 行
	平17. 9. 14	”	一部改正	平17. 9. 14 ”
	平24. 7. 4	”	一部改正	平24. 7. 4 ”

平成11年9月22日
事務総長決定

人事院におけるⅡ種・Ⅲ種等採用職員の選抜及び計画的育成について

1 登用の基本的考え方

- (1) 行政全体が社会経済システムの変化への対応を求められる中、人事行政を担う人事院においても、各省庁をはじめ各界各層からの多様なニーズに的確に応え、組織としての活力を発揮していくことがますます必要となってきた。このため、能力・適性に基づく人事管理を徹底し、部内の活性化に努めることが肝要である。
- (2) 人事院では、従来からⅡ種・Ⅲ種等採用職員の幹部登用を積極的に推し進めてきているが、採用試験にとらわれない能力・適性に基づく人事管理を一層推進していくため、意欲と能力のあるⅡ種・Ⅲ種等採用職員のうち優秀な者を早期に選抜し、幹部職員への登用に向けて計画的に育成していくこととする。(以下、選抜された職員を「計画的育成者」という。)

2 計画的育成者の選抜

(1) 選抜対象職員

選抜の対象とする職員は、役職段階に応じ、原則として次のとおりとする。

[係長級] 勤務成績が特に優秀である年齢35歳以下の職員

[補佐級] 係長時に選抜されなかった職員で、その後の勤務成績が特に優秀である年齢45歳以下の者

(2) 選抜の方法

計画的育成者は、各局、倫理審査会事務局、公務員研修所、各地方事務局(所)から推薦された職員について、次項に定める登用選抜委員会が、当該職員の勤務経歴、人事評価及び人物評価に基づき選考を行い、その中から事務総長が決定する。

3 登用選抜委員会(以下「委員会」という。)の設置

(1) 委員会の組織

委員会の組織は、次のとおりとする。

ア 委員会は、各局筆頭課長及び人事課長をもって組織する。

イ 委員の代理出席は認めない。

ウ 人事課長は、委員長として会務を総括する。

エ 委員会の運営に関する事務は、人事課人事班が行う。

(2) 委員会の開催

委員会は、原則として毎年1回開催するほか、委員長が必要と認めた場合に開催する。

(3) その他

(1)及び(2)に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

4 計画的育成の方針

計画的育成者については、次のような多様な経験を通じた育成を図ることとする。

(1) 多様な職務経験を通じての育成

政策の企画・立案部署、制度運用・調整部署、地方事務局(所)等の主要ポストへの配置及び他省庁への出向など、多様な職務を計画的に経験させる。

(2) 行政研修等の受講を通じての育成

計画的育成者については、係長級段階における選抜者には行政研修(係長級特別課程及び課長補佐級特別課程)を、課長補佐級段階における選抜者には行政研修(課長補佐級特別課程)を受講させるほか、海外研修及び民間派遣研修等の活用を図る。

5 幹部職員への登用

計画的育成者については、育成の過程において引き続き能力・適性の評価を行い、指定職ポストを含む幹部職員への登用を図ることとする。

6 行政研修(係員級特別課程)の受講者

行政研修(係員級特別課程)については、係長級の計画的育成者の選抜候補となる勤務成績優秀な係員を対象として受講させることとし、総括審議官は委員会の意見を踏まえて受講者を決定する。

以 上